

若桜町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 若桜町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (供用開始後 27年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用企業(一部適用)
処理区域内人口密度	【特定環境保全公共下水道】17.4人/ha 【農業集落排水】4.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	【特定環境保全公共下水道】2区域 【農業集落排水】2区域		
処理場数	【特定環境保全公共下水道】2箇所 【農業集落排水】2箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化として、若桜処理区・つく米処理区、若桜処理区・農業排水処理区(池田)の統合を計画しています。 他の自治体との事業統合、流域下水道への接続、施設の共同化等の広域化、共同化はありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	1世帯あたりの基本料金である世帯割金と月末現在の世帯人数1人につき加算される世帯員割料金から構成されています。 世帯割金は月額2,000円(税込2,200円)、世帯員割料金は1人あたり500円(税込550円)です。
-----------------------	--

○使用料の単価(1ヶ月につき)

区分	一般家庭用 (消費税込)	備考
世帯割	2,000円 (2,200円)	1世帯あたりの基本料金
世帯員割	500円 (550円)	月末現在の世帯人数1人につき加算される額

その他の使用料体系の概要・考え方	基本水量10m ³ まで一定の基本料金と10m ³ を超えた水量1m ³ につき加算される超過水量割料金から構成されています。また、超過水量分は1m ³ につき一定の金額とする料金体系を採用しています。基本料金は2,000円(税込2,200円)、超過水量割料金は120円/m ³ (税込132円/m ³)です。
------------------	--

○使用料の単価(1ヶ月につき)

区分	一般家庭用 (消費税込)	備考
基本料金	2,000円 (2,200円)	10m ³ までは基本料金のみ
超過料金 (1m ³ あたり)	120円 (132円)	10m ³ 超は1m ³ につき一定の金額

条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,400 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,780 円
	令和5年度	4,400 円		令和5年度	4,040 円
	令和6年度	4,400 円		令和6年度	3,640 円

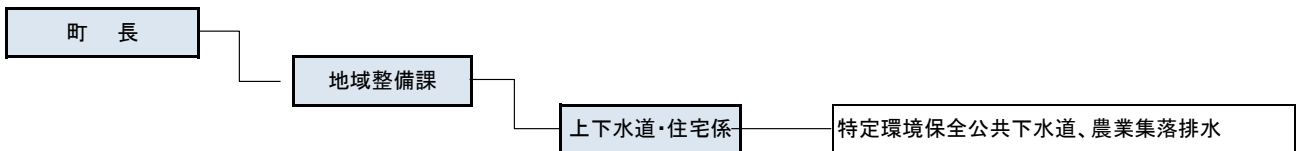
*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	課長1名、係員1名の合計2名(他業務との兼任あり)で運営しています。
事業運営組織	組織図は以下のとおりです。 簡易水道事業と合わせて地域整備課で運営されています。

○組織図(一部抜粋)



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道処理施設運転維持管理、水質検査及び汚泥分析、自家用電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、産業廃棄物収集・運搬・処理については、民間企業に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度の導入予定はありません。
	ウ PPP・PFI	県内において対応可能な民間企業がおらず当面導入予定はありませんが、引き続き先進事例等の研究を行っていきます。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水道事業の実施に伴い生じる下水道汚泥は民間企業に委託し、炭化処理しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度に策定・公表した令和5年度決算の「経営比較分析表」を添付します。なお、令和5年度は地方公営企業法適用前であるため、企業会計特有の収益や費用が計上されていません。そのため、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率等の指標が算定不能となっています。

【特定環境保全公共下水道】

経費回収率、汚水処理原価等の指標は企業会計化の影響を受けることが見込まれます。令和5年度においては、いずれも類似団体よりも良好な数値となっていますが、企業会計化に伴い多額の減価償却費が計上されることにより大幅に悪化することが見込まれます。

【農業集落排水】

経費回収率、汚水処理原価等の指標は企業会計化の影響を受けることが見込まれます。令和5年度においては、いずれも類似団体よりも良好な数値となっていますが、企業会計化に伴い多額の減価償却費が計上されることにより大幅に悪化することが見込まれます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値によると、若桜町の人口は2025(令和7)年が2,452人、2035(令和17)年が1,804人と推計されています。これは1年に約3%の人口が減少することになります。このデータは平成30年に試算されたものであり比較的古く、令和6年度に簡易水道事業において認可申請時に人口推移を試算していたため、簡易水道事業認可申請書に記載の推計値に基づき処理区域内人口を予測しました。当該データによると1年に約2.5%の人口が減少することになります。

処理区域内の水洗化人口は、特定環境保全公共下水道では令和8年度の2,047人から令和17年度の1,628人へ、農業集落排水では令和8年度の330人から令和17年度の262人へと減少することになります。

(2) 有収水量の予測

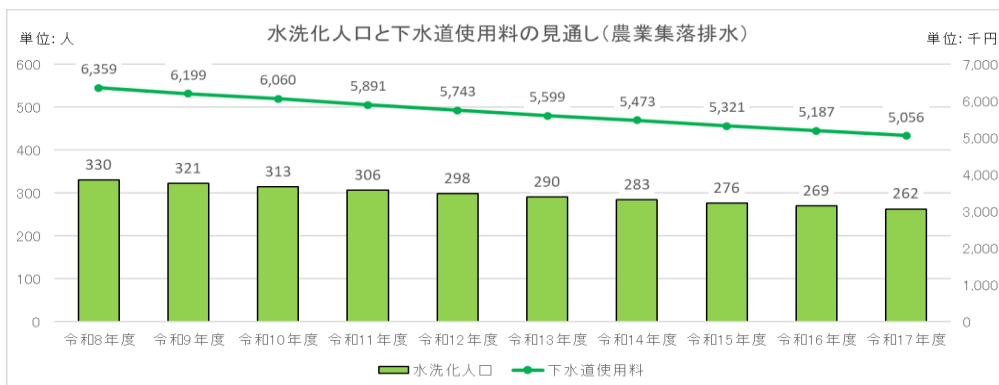
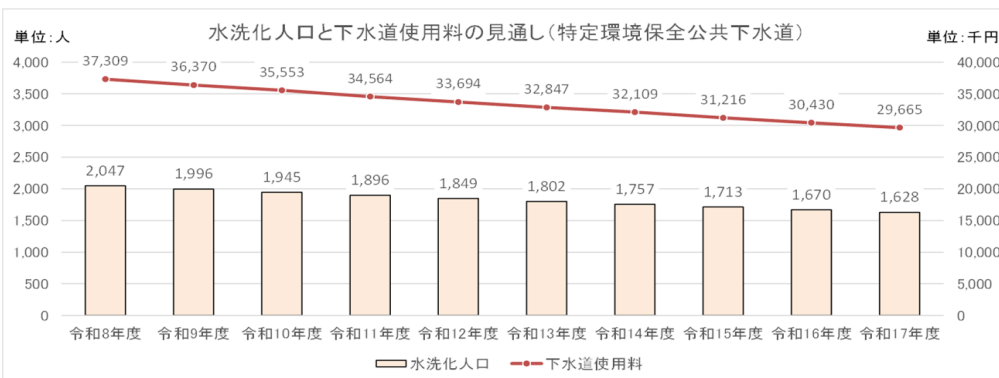
一般的に水洗化人口の増減に連動して有収水量も増減すると想定されます。節水機器等の普及により1人あたり有収水量が大きく減少している自治体もありますが、若桜町では大きな変動も見られないことから、1人あたり有収水量は引き続き一定と仮定して予測しています。

有収水量は特定環境保全公共下水道が令和8年度の272,190m³から令和17年度の216,427m³、農業集落排水が令和8年度の34,963m³から令和17年度の27,800m³へと減少すると予測されます。

(3) 使用料収入の見通し

若桜町は一般家庭用の料金体系について世帯割料金と世帯員割料金を採用しているため、有収水量の増加が直接下水道使用料の増加にはつながりません。しかし、下水道使用料は水洗化人口の増減に連動し、有収水量も水洗化人口の増減に連動すると仮定しているため、間接的には有収水量に連動して変動すると予測しています。

下水道使用料は特定環境保全公共下水道が令和8年度の37,309千円から令和17年度の29,665千円、農業集落排水が令和8年度の6,359千円から令和17年度の5,056千円へと減少すると予測されます(使用料改定未実施)。



(4) 施設の見直し

令和6年度末における固定資産減価償却率(資産老朽化率)は55.55%であり比較的高い数値となっています。これは他自治体と比較して老朽化した資産を多数保有し、取替更新やその維持に多額の資金が必要となる可能性が高いことを意味しています。

現在、平成27年度に策定した農業集落排水施設最適化構想や平成6年度に策定した特定環境保全公共下水道事業計画に基づき毎年度1~2億円程度の建設改良費の支出を予定していますが、現在策定中のストックマネジメント計画の状況によってはより多額の資金が必要となる可能性があります。

取替更新の増加は経営を圧迫するおそれがあるため、若桜処理区・つく米処理区や若桜処理区・農業集落排水処理区(池田)の統合等の経営の最適化をより一層進めていきます。

(5) 組織の見直し

2名かつ他業務との兼任もある少人数での体制で運営されているため、組織体制については当面現状維持を想定しています。

なお、課長職の人員費は下水道事業会計では計上していません。

3. 経営の基本方針

人口減少や資産の老朽化等の経営上の諸課題に適切に対応し、将来世代にわたり、安全・安心・快適な住民生活を維持していくため、経営基盤の強化と各種計画の適切な執行に努めます。

- ・人口減少への対応: 処理区域の統合等ダウンサイジングやスペックダウンを進め経営規模の最適化を図るとともに、地方公営企業の経営原則である受益者負担に基づき適正な料金改定を進めます。
- ・資産老朽化への対応: スtockマネジメント計画を作成し、資産の長寿命化や耐震化を進めるとともに、安全・強靱な施設の維持に努めます。
- ・経営基盤の強化: 将来世代と現在世代の負担の公平性に配慮し、起債による施設整備から自己資本による施設整備に移行し、物価上昇にも対応した経営基盤を確立します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	有形固定資産減価償却率、いわゆる老朽化率が50%を超えており、今後も高くなる見込みであることから、現在策定中のストックマネジメント計画に基づき、効率的な取替更新を進めていきます。 また、 処理区の統合を進め、資産管理の最適化 を図ります。
-----	---

- ・引き続き農業集落排水施設最適化計画や特定環境保全公共下水道事業計画の適切な執行を進めます。
- ・現在策定中にストックマネジメント計画に基づき、効率的な取替更新投資や施設の長寿命化を行います。
- ・不明水の調査や施設・設備や管渠等の耐震化を計画的に進めていくとともに、処理区の統合も進め、効率的な資産管理を進めていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	物価上昇に対応できるように黒字経営に努め、経常収支比率は100%超を維持します。 受益者負担という公営企業の原則に則り、町の他事業に影響を及ぼす繰出基準外の繰入金は今後減少させていくこととし、経費回収率は90%以上を維持します。 取替更新の主な財源となる企業債について将来世代の負担の繰り延べにならないように、企業債残高対事業規模比率は現状(1,300%)を維持します。
-----	---

・使用料の見込みについては人口減少に伴い減少する見込みです。計画期間内に赤字になることも予測されることから、経常収支比率100%超を維持するため、**5年後(令和13年度)の経営戦略の見直しに併せて料金改定を検討**します。なお、期間中の損益均衡を図るためには40%程度の使用料改定が必要と考えられます。

・建設改良費に対する財源は国費を優先しますが、今後多額の投資が予定されているため企業債を活用する予定です。しかし、その全てを起債によって賅うと将来世代への負担となる企業債残高が急増してしまうため、国費を除き30%程度は起債、その他は自己財源とし、目標とする企業債残高対事業規模比率1,300%以内を維持することに努めます。

・総務省の繰出基準に基づく繰入は引き続き行います。一方、基準外繰入の削減については国等の削減要望が強いため、計画期間内に減らすことに努めます。今後使用料収入に減少により経費回収率の低下が予測されますが、90%を維持します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・**下水道処理施設運転維持管理、水質検査及び汚泥分析、自家用電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、産業廃棄物収集・運搬・処理を民間委託**しています。既に一定の経費削減効果が出ていると判断しており、**計画期間は継続して民間委託**により行う予定です。

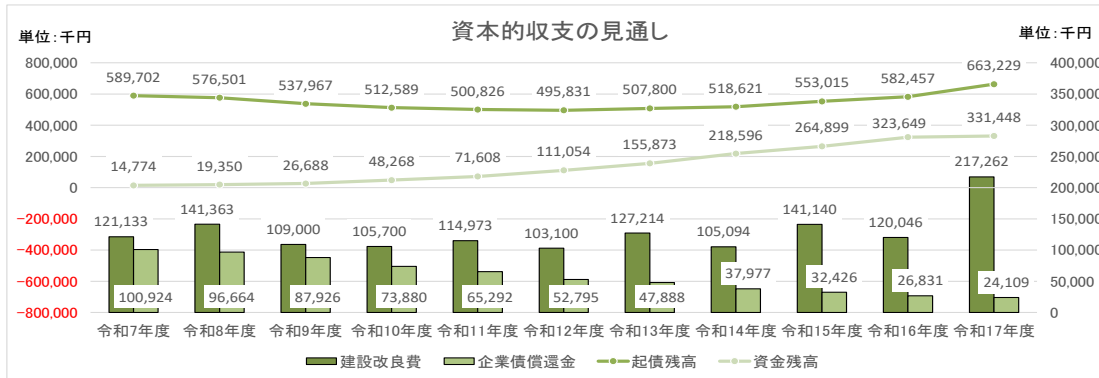
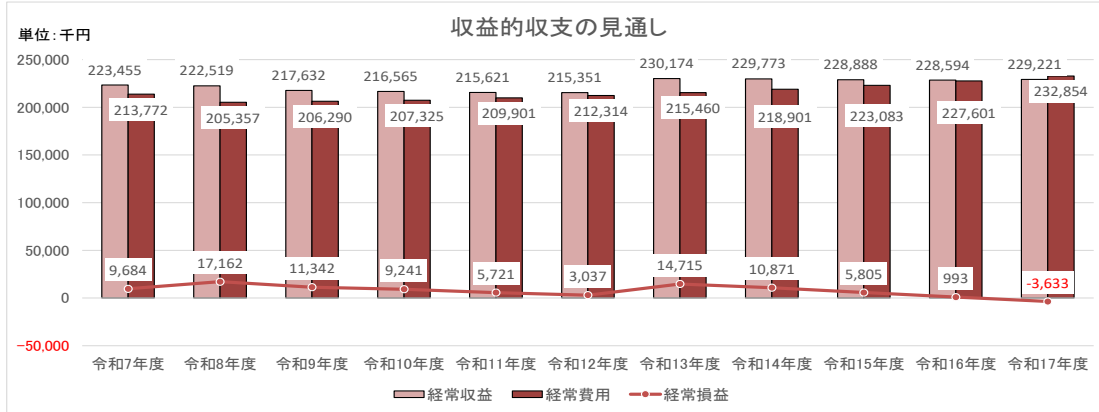
・**処理区の統合等固定資産の最適化**を進めていくことにより、長期的には減価償却費等の経費が減少すると見込んでいます。

・PPP/PFIについては県内企業による受入先がないと判断していますが、今後研究を進め導入に向けた検討を行います。

・職員給与費は今後の動向が不明確であることから一定の金額で推移すると仮定しています。

・動力費、薬品費、修繕費、委託費等の経費については、政府のインフレターゲット2%は達成されていると考えられることから、インフレ率2%として増加傾向にあると予測しています。

○収益的収支と資本的収支の見通し



○関連指標の推移

指標名	単位	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	令和17年度 (目標値)	達成基準
経常収支比率	%	104.5	101.4	98.4	100%超
経費回収率	%	123.0	101.6	98.0	90%超
企業債残高対事業規模比率	%	1,316	1,257	1,364	1,300%程度を維持

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化や共同化については今後も県等を通じて調査研究を続けていきます。 最適化については、若桜・つくみ処理区、若桜・農業集落排水処理区の統合等処理区の統合を進め、人口減少に対応したスケールダウン・スペックダウンを進めていきます。
投資の平準化に関する事項	現在策定中のストックマネジメント計画に基づき効率的な資産管理を進めるとともに、老朽化した固定資産の長寿命化を図りながら、投資の平準化を進めていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間中にストックマネジメントを実施し投資額の最適化を図ります。 PPP/PFI等についても今後研究を進めていきます。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営戦略の見直しと併せて令和13年度に料金改定の実施を検討しています。 なお、令和13年度に料金改定を行ったとしても計画期間後は赤字になる見込みであり、 随時収支計画の改定とそれに伴う料金改定の検討が必要な状況です。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産等活用可能な資産はありません。
その他の取組	料金改定の際は上下水道懇話会を開催する予定です。 上下水道懇話会における答申に基づき、問題点等を改善していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続して、経費削減を図ります。 PPP/PFI等についても今後研究を進めていきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費は今後の動向が不明確であることから一定の金額で推移すると仮定しています。
動力費に関する事項	動力費は物価上昇の影響を受けることが想定されることからインフレ率2%を反映させています。
薬品費に関する事項	薬品費は物価上昇の影響を受けることが想定されることからインフレ率2%を反映させています。
修繕費に関する事項	修繕費は物価上昇の影響を受けることが想定されることからインフレ率2%を反映させています。
委託費に関する事項	委託費は物価上昇の影響を受けることが想定されることからインフレ率2%を反映させています。
その他の取組	料金改定の際は上下水道懇話会を開催する予定です。 上下水道懇話会における答申に基づき、問題点等を改善していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の事後検証は、総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づき各年度末に行います。 また、5年ごとに見直しを行い、定期的な検証及び改定を図ります。
---------------------	---